

## 福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等に関する調査(結果)

### 【調査の趣旨】

福岡市は、漁港管理条例及び同条例施行規則を改正し、平成11年度から浜崎今津漁港においてプレジャーボートの受け入れを開始した。その他の6漁港(玄界漁港を除く。)においては、放置艇及び漁協による自主管理を市は把握していたが、長期間にわたり管理上必要な措置を講じてきておらず、その原因検証を行うため、歴代の関係職員に対し事実確認等を行い、再発防止につなげるもの。

### 【調査期間】

○令和7年9月30日～10月10日

### 【調査対象者】

- 平成11年度から令和7年度において、農林水産局長、水産部長、漁港課長、管理係長、管理係員の職にあった者(現職を含む。)
- 調査対象者数は69人で、住所不明者等4人を除く65人に調査票を発送

### 【回答状況】

○発送対象者65人中、住所不明者等3人、未回答1人を除く61人から回答があり。

(回答率98.4パーセント)

局長:12人、部長:10人、課長:9人、係長:11人、係員:19人

### 【回答内容】

#### 放置艇について

問3 放置艇の事実を知っていましたか。

はい 35人 いいえ 21人

その他

- ・漁港及び船溜に漁船以外の舟艇が係留されていることは知っていた。
- ・漁協管理下の船であるとの認識。など

問4 放置艇は条例違反であると認識していましたか。

はい 32人 いいえ 5人

その他

- ・特に問題があるとは思っていなかった。
- ・漁協管理下の船を条例違反であるとまでは認識していなかった。など

問5 認識していたなら、いつから認識していましたか。

ほとんどが着任時と回答。最も古い回答は、平成9年5月

問6 水産庁から<参考>に記載している「マニュアル」や「今後の方向性」が示された際、庁内外で協議、検討を行っていましたか。

はい 4人 いいえ 23人

その他

- ・マニュアルが示される前に在籍。・憶えていない。・存在を知らなかった。
- ・具体的な検討には至っていない。など

<参考>平成24年度 水産庁「プレジャーボートの適正な係留・保管 推進マニュアル」策定

平成28年度 水産庁「プレジャーボートの適正な係留・保管 推進マニュアル」改定

令和5年度 国交省・水産庁「三水域(港湾・河川・漁港)におけるプレジャーボートの適正な管理  
を推進するための今後の放置艇対策の方向性」策定

問7 どのような協議、検討を行っていましたか。

- ・同様の状況である港湾区域の船溜まりを管理する局と連携しながら対応をしていく必要があるため、関係課とも情報共有や対応策の協議を行っていた。水産庁の会議への参加や他都市の事例調査、県・国との相談を通じて、市が係留施設を整備し、漁協への管理委託や事業者公募などの方法を検討した。
- ・職員に状況などを確認したが、具体的な内容の把握には至らず、長年の案件であり、対応には時間がかかるとの説明があったと思う。
- ・漁協による漁港のエプロン部の利用形態が誤解を招く可能性があると考え、実態把握に努めた。当時の漁港課では人員不足により条例改正などの対応が困難で、国や他都市の動向を注視するほかないと内部で共有し、時間をかけて取り組むべき課題と認識された。 など

問8 対応策を検討したならば、どうして具体化できなかつたのですか。

- ・漁協との関係性に配慮しつつ、市内部で慎重に検討を進めてきた結果であると考える。また、港湾空港局管理の船溜まりとの整合性も考慮し、両局で市としての対応を検討する必要があった。漁港は国庫補助で整備されているため、目的外利用には、水産庁との協議と財産処分手続きが必要である。当時、漁港課は、小型船舶係留施設での事故やトラブル対応等、課題が多く、プレジャーボートの係留問題の対応が困難な状況にあった。
- ・対応策の策定には至っていない。 など

問9 組織内での情報共有はどのようにになっていましたか。

- ・局の課題・リスクとして、局内で情報共有がなされていたと認識している。
- ・上司にどこまで話したかは憶えていない。
- ・部長以下、管理係の係員まで共有されていたと考える。 など

問10 対応策を検討していなかったのは、なぜですか。

- ・在職当時、マニュアルや方向性は示されていなかった。
- ・対策はしていたが、所有者不明、連絡困難、指導に従わない等、解決には至らなかった。
- ・マニュアルがあることすら知らなかった。
- ・制度として整理可能であることは理解していたが、課として具体的な検討には至らなかった。  
また、放置艇対策が必要とされたのは、一部の漁港だったと思う。
- ・状況について確証もなく、何から始めるべきか、他の行政機関とも連携すべきなのか等が整理できていなかったためと思われる。
- ・長年にわたり放置されてきた懸案事項でハードルが高く、かつ、トラブルもなく緊急性は高くないとの認識から、他の懸案事項等を優先していた。
- ・「海業」による各漁港の遊休地の活用を検討する中で、プレジャーボートの適正管理についても検討するとしていた。など

**漁協による費用徴収について**

問11 漁協による費用徴収の事実を知っていましたか。

はい 23人 いいえ 15人

その他

- ・漁港の空きスペースにボートの係留を現場確認したが、費用徴収などの事実確認はしていない。など

問12 いつから知っていましたか。知ったいきさつは何ですか。

- ・最も古い回答は、H12年、いきさつは「同僚から聞いた。」など

問13 明確に知らなかったとしても、当時、そのような話を聞いたことはありましたか。

はい 6人 いいえ 9人

その他

- ・お金をとっているのではとの噂はあったと思う。など

問14 費用徴収について具体的にどこまで知っていましたか。(徴収名目、金額、経緯など)

- ・強風時の係留対策等の管理費で、具体的に金額は聞いていない。
- ・清掃等の維持費の徴収名目と聞いた。
- ・おおよその徴収額。
- ・徴収名目、金額、隻数は知っていたが、経緯は個人的に資料等を調べたが分からなかった。
- ・徴収していることは知っていたが、名目、金額、経緯などの詳細は知らなかった。など

問15 漁協による費用徴収について市が容認する、または、容認と受け取られるような発言を行いましたか。また、周囲でそのような発言を聞いたことがありますか。

発言を行った 0人 発言を聞いたことがある 0人 発言したこと、聞いたこともない 28人  
その他

- ・当時の市漁協に対し現状は問題があり、いずれ整理する必要があると発言したことがある。など

### 条例整備と組織内での調査・引継ぎについて

問16 放置艇や漁協による費用徴収の開始時期について組織として調査していましたか。

はい 2人 いいえ 31人

その他

- ・放置艇については調査等を実施していた。
- ・調査していたが明確な開始時期は確認できなかった。など

問17 調査していれば、その事実はいつから始まっていましたか。

最も古い回答は、「平成30年11月」

問18 条例を改正し平成11年度から浜崎今津漁港のみプレジャーボートの係留を可能としましたが、なぜ、浜崎今津漁港のみとしたのか知っていますか。

知っている 7人 知らない 29人

その他

- ・条例改正により、他漁港での係留を排除した理由は明確には分からぬ。など

問19 知っていればその理由は何ですか。

- ・浜崎今津漁港ではプレジャーボート等の係留により漁業者の漁港使用に支障が出てきたため、漁協より対策の要請があったため。
- ・漁港の適正な管理維持のため。
- ・会計検査で浜崎今津漁港の管理について指摘を受けた後、国庫補助金で係留施設を整備したと認識していた。など

問20 浜崎今津漁港の条例整備後、在籍期間中にどうして他の漁港は対応できなかつたのですか。

- ・漁業者の漁港使用に支障があるとの認識がなく、計画された事業等の実施を優先した。
- ・「博多漁港と唐泊漁港のプレジャーボートを追い出したとしても、他の漁港や港湾区域・河川区域へ移動するだけで抜本的な解決にならない。国・県をはじめ市の他部署との連携も必要な大規模な業務となる。博多漁港と唐泊漁港から要望もない中、現時点での対応は急務ではない。」と当時の課長から、説明を受けた記憶がある。
- ・福岡県西方沖地震により全漁港、集落排水施設の復旧に注力したため。
- ・違法状態と知らなかつた。
- ・設備の工事費や維持管理費などの予算措置が困難。
- ・対応すべきだったが、それまでの経緯もあり行わなかつた。
- ・対応を求める漁港がなかつたからと思う。
- ・浜崎今津漁港の係留施設の整備を契機に、他の漁港へも展開していく予定であったようだが、具体的な整備計画は策定されず、予算や人員不足等から、進捗しなかつたと認識している。浜崎今津漁港の係留施設については、日常の管理を市漁協に委託しているが、利用料金の徴収や施設の維持補修は市直営のため、苦情やトラブル対応、老朽化した施設の維持補修等、1施設でも管理係・施設係双方にかなり負担だつた。
- ・他漁港の検討が必要との認識がなかつたため。
- ・博多漁港については、実態把握が行き詰まり、適切な対応策を検討できなかつた、ただ、適法な受入先がないと放置艇の解決は難しいので、他都市のような対策が必要ではと話した記憶がある。
- ・プレジャーボートの係留ルール等を検討し、海業の「活用推進計画」に位置付けて対応する方針であったため。など

問 21 その結論について、組織内での情報共有はどのようになっていましたか。

- ・各係とも計画された業務に追われていて、情報共有はなかったと思う。
- ・当時の管理係では共有できていたと記憶。
- ・違法状態という共通認識が当時の漁港課にあったかどうかは不明。
- ・「結論」は当時でていない。
- ・組織内でも共有されていると認識。
- ・部長、課長、係長の3人で情報共有。
- ・漁港課内では問題意識は共有していたと思う。局長への報告はしていない。など

問 22 放置艇と漁協による費用徴収について、漁協と協議を行ったことがありますか。

ある 3人 ない 34人

その他

- ・博多漁港については、放置艇に対する意見を尋ねた際に、「漁港の管理は市の責任である。市の方針を決めてから意見を聞くべき。」と言われた記憶がある。
- ・放置艇については協議したことがある。
- ・海業を検討する中で整理すると伝えていた。など

問 23 放置艇と漁協による費用徴収について、前任者等から引継ぎを受けましたか。

はい 6人 いいえ 30人

その他

- ・覚えていない。・資料の引継ぎは受けとらず、口頭で引継ぎを受けたかどうかは覚えていない。など

問 24 また、後任等に引継ぎを行いましたか。

はい 6人 いいえ 22人

その他

- ・覚えていない。・博多漁港の放置艇については引き継いだと思う。・在課中。など

問 25 引継ぎを行っていない場合は、なぜ行わなかったのですか。

- ・放置艇があることは引き継いだが、明確な検討をしていなかったので引継ぎとなっていたかったと思う。
- ・引継すべき事項とは思っていなかった。
- ・前任者からの引継事項ではなかった。など

問 26 放置艇と漁協による費用徴収が長期にわたって改善できなかった理由は何であると考えますか。

- ・目前の事業や事務処理を優先したため、放置艇の実状把握の機会を逃し、その後の西方沖地震対策で対応できなかったと思う。
- ・当時、漁港課内で施設管理の重要性に対する認識が低かったことは否めない。ただし、課内で問題意識があったとしても、漁協から要望がない中、国・県・市が連携して対応する必要がある規模の業務を課単体で提案することは難しかったと考える。
- ・組織内に、違法状態にあるという問題意識が欠如していたのだと思う。
- ・改善する場合、過去の違法状態も明らかにする必要があり、踏み切れなかったのだと思う。
- ・放置艇については、博多漁港以外はあまり問題視されておらず、博多漁港は、漁協も把握できていない状況で、整理が必要な課題が多かったと思われる。
- ・各支所は事情が大きく違い、漁港と船溜まりの違いや漁業活動などが異なる中、統一的にできなかったと思う。

- ・初期の対応、引継ぎが十分であったのか疑問。長引くほど経緯等を知る職員がいなくなりハドルが高くなつたと推察。
- ・漁港内に係留している大量のプレジャーボートを漁港から排除すると港湾や河川等に放置艇が移動することが懸念され、海業制度の創設までの間、改善策を見いだすのが困難であった。
- ・プレジャーボートを漁協が管理することで、漁業活動に支障が生じてこなかつたため、課題と思つておらず、改善できなかつたと思う。
- ・条例整備など、改善策のハドルが高く後回しにされてしまつたため。 など

### その他

問 27 漁協から対価の提供はありましたか。

「あった」という回答は無し。

問 28 設問以外に認識している事実、意見等があれば、記載してください。

- ・漁港内には放置艇の他、様々な問題がありそちらを優先していた（駐車場有料化、放置車両、ホームレス等）
- ・「不法係留」への対応については、プレジャーボートに限らず広く漁港管理について、漁業活動に支障が生じないよう漁協と協力して管理を行つていたと思う。
- ・当時、漁港の管理は漁協との協力関係に基づいて行うものと認識し、業務を行つていた。荒天時の避難や一時寄港など、漁船以外の船の出入も一定あるとの認識ではあつたが、放置艇というまでの認識はなく、漁業活動に支障が出ないよう漁協で対応をしていると認識していた。 など